「とうきょうさんぱい」　通巻第三三八号　平成三十年十一月一日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

廃木材よ…よみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

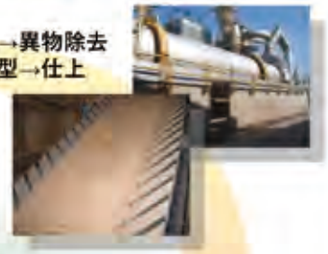

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667

とうきょうさんぱい

第35巻第7号　通巻第338号
338
平成30年11月1日発行

平成３１年度東京都予算等で要望活動

高橋会長ら役員が都議会４党へ

医療廃棄物委員会　第５回 一都二県医療廃棄物合同懇談会
収集運搬委員会　車両メーカーに関するアンケート結果と意見交換会
団体課題別人材力支援事業　好事例発表会の参加報告
研修会　電子マニフェスト 操作体験セミナー・導入実務研修会
第１回 産業廃棄物処理実務者研修会

写真提供／リーフラス 株式会社

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

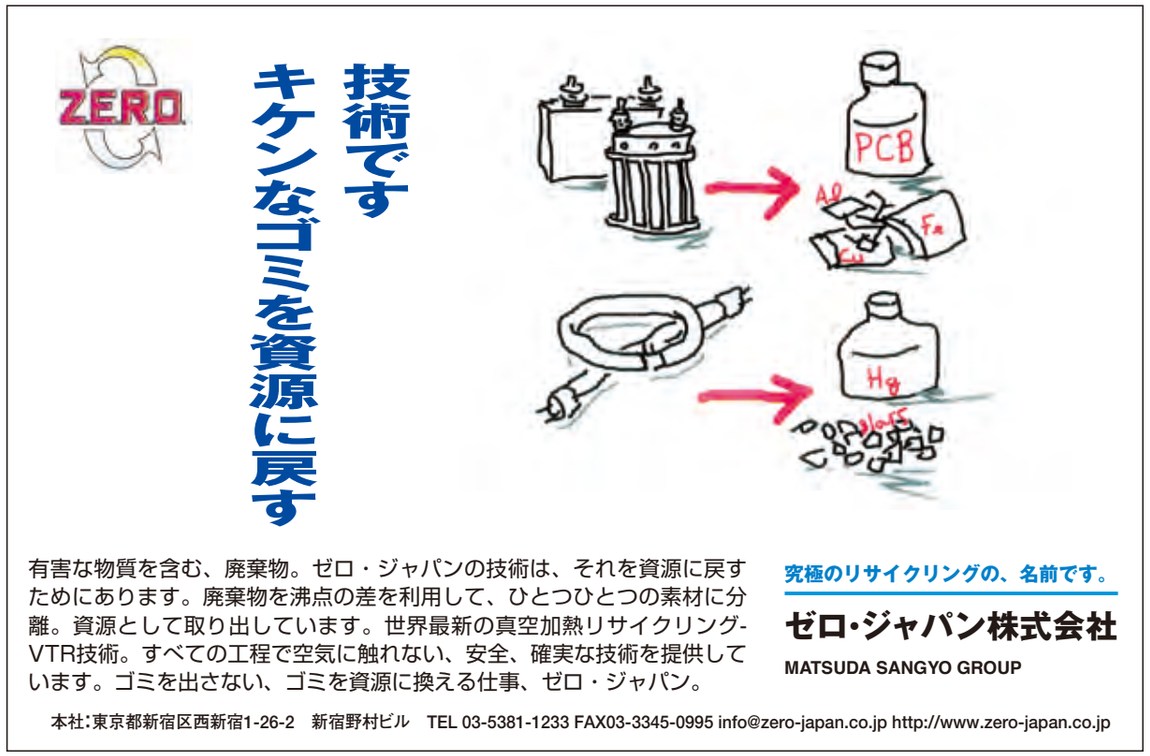

CONTENTS

平成３１年度東京都予算等で要望活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
高橋会長ら役員が、都民ファーストの会、公明党、
自由民主党、立憲民主党・民主クラブの４党へ

医療廃棄物委員会
一都二県医療廃棄物合同懇談会が開催された ・・・・・・・・・・・・・・・ 5

収集運搬委員会
廃棄物収集運搬車両メーカーに関するアンケート結果（報告）と
収集運搬委員会での車両メーカーとの意見交換会 ・・・・・・・・・・・・ 8

平成 28-29 年度 団体課題別人材力支援事業
好事例発表会の参加報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

研修会
電子マニフェスト 操作体験セミナー・導入実務研修会 ・・・・・・・ 18
第１回 産業廃棄物処理実務者研修会 ～基礎コース～ ・・・・・・・・・ 20

身近なヒヤリ・ハット事例　Part 123 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
多摩支部だより　施設見学会を開催（京葉興業 焼却処理プラント） ・・・・・・・・・・・・ 22
青年部だより　東京都内でできる自然体験 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
女性部だより　勉強会・懇親会を開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
全産連 関東地域協議会 女性部会 第２回 通常総会を開催 ・・・・・・・・・ 27
委員会報告　収集運搬委員会、安全衛生推進委員会、医療廃棄物委員会、人材確保PT勉強会
中間処理委員会〈中和・脱水分科会〉、中間処理委員会、法制度検討委員会 ・・・・ 30
新入会員紹介 ・・ 33
よろず相談　法律・排出事業者責任と措置命令～ 排出事業者はなにをすべきか ～ ・・・ 34
協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
表紙の言葉 ・・・ 7

題字：東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

平成３１年度東京都予算等で要望活動

高橋会長ら役員が、都民ファーストの会、公明党、
自由民主党、立憲民主党・民主クラブの４党へ

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会は、高橋俊美 会長をはじめ役員が参加し、平成３１年度東京都予算等に関する要望活動を実施した。活動日程は以下のとおりである。

平成３０年 ８月 ３日㈮　　都民ファーストの会、公明党
　　９月 ４日㈫　　自由民主党、立憲民主党・民主クラブ

要望事項は以下のとおりである。なお、要望事項５は自由民主党のみへの要望である。要望活動には短い時間ではあったが、各党から産廃業界の現状や希望などに関する鋭い質問があり、意見交換を行うことができた。今後、各党、都庁各局において当協会の要望を実現されることを期待したい。

要　望　事　項

1　排出事業者責任に関する周知徹底について

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。しかし、排出物に関する情報提供が排出事業者からないために、リチウムイオン電池等二次電池による発火等の事故が、処理過程において生じています。

産業廃棄物処理業者から排出事業者に情報提供を呼びかけていますが、処理費用にかかわることから、必ずしも協力が得られません。

事故防止・適正処理のためには、行政による、排出事業者への指導・周知徹底が必要と考えます。

そこで、周知徹底するための広報活動（マスコミ広告代、行政名が入った配布チラシの作成経費等）や、立入り指導経費を予算措置していただきたい。

（関係局：環境局、東京消防庁）

2　地球温暖化防止の取組みについて

⑴ 熱回収の実施や熱回収効率の向上への支援

焼却施設における熱回収設備の高度化や、生ごみ処理などでのメタンガスの発生回収利用、バイオマス燃料の利用拡大を進めるため、

① これら施設整備への財政支援をお願いしたい。
② 行政が契約を締結する際には、このような取組みを進める中間処理業者との契約を優先するなどのインセンティブ付与を制度化していただきたい。

⑵ 条例に定める地球温暖化対策報告書の任意提出企業へのインセンティブ付与

① 産業労働局が実施している製造業者へのＬＥＤ照明等節電促進助成金について、任意提出企業であれば、製造業者でなくとも、助成対象にしていただきたい。
② 行政の契約の登録事業者になる際の格付けなどで優遇措置を講じていただきたい。
③ 行政が発注する工事から生じた廃棄物処理において任意提出企業の処理施設を利用した場合には、工事成績で加点していただきたい。

（関係局：環境局、産業労働局、財務局ほか）

3　人材の確保・定着について

人材の確保・定着は、産業廃棄物処理業界でも重要な課題となっており、働き方改革を進めていくこととしておりますが、そのためには、採用人員の増加や従業員給与のアップなどの措置が必要になります。

そこで、

⑴ 行政が発注する廃棄物処理費用の積算単価を値上げしていただきたい。

⑵ 働き方改革の実践で、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進に成果を上げた企業に対して、奨励金や助成金を交付するなどの支援をしていただきたい。

（関係局：財務局、産業労働局ほか）

4　中国のスクラップ輸入規制への対応について

中国がスクラップの輸入規制を強化したため、日本国内における産業廃棄物処理の処分先確保に懸念が生じている。

そこで、影響の程度に応じては、廃棄物処理法上の公共関与の規定に基づき、産業廃棄物を区市町村の清掃工場に受け入れて処理することが可能となるよう、都は区市町村への指導・助言に努めていただきたい。

（関係局：環境局）

5　船舶輸送について

災害廃棄物の迅速な処理及び平時のモーダルシフト化（交通量の削減、CO_2 排出量の削減、ドライバー不足への対応などの効果がある）のため、

⑴ 公共のバースを使用して、災害廃棄物または産業廃棄物の輸送ができるようにされたい。

⑵ 個々の産業廃棄物処理業者が整備を計画しているバースについて、産業廃棄物処理業者ごとに意向をくみ取り、その実現をぜひお願いしたい。

（関係局：港湾局、環境局）

一都二県医療廃棄物合同懇談会が開催された

平成 30 年 9 月 14 日㈮、神奈川県内の横浜情報文化センター大会議室において、第 5 回 一都二県医療廃棄物合同懇談会が開催されたので、その内容を報告する。

当協会からは、医療廃棄物委員会（五十嵐和代 委員長）のメンバーが参加した。

懇談会会場

1　開会

5 回目となる合同懇談会の主催者である公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長の藤枝慎治 氏から、「昨年この一都二県で医療機関向けのリーフレットを作成したが、排出事業者への浸透はまだまだ。排出事業者向け研修会を実施するなどして、事故等を防ぎ、処理業者として社会的責任を果たしていきたい。」とのあいさつがあった。

2　各協会からの活動報告

⑴ 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会から

平成 30 年度は、排出事業者向け講習会を 2 回予定しており、排出者責任について弁護士より話していただく予定である。

⑵ 一般社団法人東京都産業廃棄物協会から

千明賢人医療廃棄物委員会副委員長から、「平成 30 年度は、①排出事

業者向けセミナーを開催する、②油化プラントに関する勉強会を開催予定、③東京都・東京都医師会・当協会三者合同の研修会を開催する。」との説明をした。

⑶ 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会から

医療協同組合と連携して、①電子マニフェストの推進、②施設への立入検査結果の理事会への報告、③赤字処理業者への経営計画の作成指導、をしている。静岡県知事と協会とで「家畜伝染病発生時における家畜の死体等の輸送に関する協定書」を取り交わしており、協力意向会員は 69 社で、防疫訓練にも参加している。

【注：東京都産業廃棄物協会では、平成 28 年に東京都知事と「高病原性鳥インフルエンザ等発生時における緊急輸送業務協力に関する協定書」を取り交わしており、動物の死体の収集運搬許可を有する者で（上記緊急時処理には廃棄物処理法が適用されないのでこの許可は不要だが）当該運搬に適した車両を有する当協会会員 4 社を協力会社としてリスト化してある。】

3 講演

今回は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課主査 光山（こうやま）拓実 氏をお迎えして「昨今の廃棄物行政の動きと医療関係廃棄物の最近の動き」と題して、50 分間のご講演をいただいた。光山 氏は、有害廃棄物・国際条約・産業政策が担当ということで、国際資源循環体制や

光山 氏

循環産業の海外展開、国際的に脅威となる感染症（エボラ出血熱や MERS など）対策の強化、海洋ごみに関する国際動向などグローバルな話を聞かせていただいた。特に印象に残った話は次のようなものであった。① EU は、環境にやさしい商品に限定することで、それを作ることができる労働力を EU 内で確保する、また海洋ごみ対策は水産資源が売れなくなることを防ぐために行うなど、食べていくために環境対策を実施している。②環境省のインターンシップで廃棄物処理業者の施設に案内したとき、学生はこれまでこの業界を知らないようだったが非常に興味をもってくれて、環境省のインターンシップの案内先としての好感度ランクは高かった。

4 講演を踏まえての意見交換・自由討論

以下のような意見が参加者から出されていた。

① 不当に安い処理費は委託基準違反となるから、適正な処理料金幅を示せないか。ある公立病院の廃棄物処理委託では 1 円入札があるが、これを許してよいのか。

② 災害発生時には病院での廃棄物排出量が増えるにもかかわらず、緊急車両通行証がないために収集に行けず、収納容器が不足したり保管廃棄物が山となるおそれがある。

災害時は収集車両の燃料の調達に苦労するので、燃料の優先確保策を考えなければならない。

③ 医療機関からは、薬品類などの毒劇物や水銀含有物も排出されるが、それらの処理方法が周知されておらず、何でも感染性廃棄物収納容器に入れられてしまう。排出者と処理業者間の情報伝達手段を確立する必要がある。

④ 2020 東京オリンピック・パラリンピックに伴うごみ処理に協力したい。

5 閉会

この合同懇談会は、2019 年は静岡県で開催、2020 年はオリンピック・パラリンピックがあるため開催せず、2021 年に東京で開催することとした。

（専務理事　木村 尊彦）

表紙の言葉

●**今月の写真**：三元（みつもと） 大輔 選手［車いすバスケットボール選手、リーフラス㈱所属］

●**写 真 提 供**：リーフラス 株式会社 http://www.leifras.co.jp

三元選手は 16 歳で癌を発症し、1 年以上の闘病の末、癌を克服しますが、車椅子の生活を送ることとなりました。2009 年、大学進学に伴い、部活感覚で車椅子バスケを始めると、異例の速さで頭角を現し、翌年には全国ジュニア選抜車いすバスケットボール大会で優勝、ベスト 5 に選出され、U－23 日本代表に。2012 年には、堀江航氏（リーフラス所属のマルチアスリート、本誌第 337 号で紹介）の推薦と紹介により、世界中の若く才能ある選手のみが集まる、米イリノイ大学エリートキャンプに招待されます。アメリカの車いすバスケの環境に感銘を受け、翌年、大学卒業を機に単身渡米。アリゾナ大学で 3 シーズンを過ごし、チームの全米ベスト 4 入りに貢献しました。この活躍が、名門テキサス大学のコーチの目に止まり、2016 シーズンから特待生としてテキサス大学に所属し、現在もアメリカで活動中です。

最近では、車いすバスケットボール全米選手権に挑戦するアメリカ人選手に密着したドキュメンタリー映画「THE REBOUND」のプロデュースに参画し、今年 8 月、東京都八王子市で上映会が催されました。

今後の活躍が楽しみな三元選手は、SNS で Check it out!

※ 三元 大輔 氏の SNS はこちら　☞ https://www.facebook.com/daisuke.mitsumoto.1

【参考】 リーフラス㈱ 提供資料 及び 同社 講演・研修プロデュースチームの SNS
☞ https://www.facebook.com/pg/leifras.innovation.produce/

廃棄物収集運搬車両メーカーに関するアンケート結果（報告）と収集運搬委員会での車両メーカーとの意見交換会

■廃棄物収集運搬車両メーカーに関するアンケート

当協会収集運搬委員会（加藤宣行 委員長）では、平成 30 年 5 月 29 日㈫に、賛助会員である極東開発工業㈱ 横浜工場で、ヒヤリハット実演安全講習会を実施した（機関誌通巻第 335 号に掲載）。その際に、産業廃棄物処理業者はどの架装メーカーの車両を使用しているか､各メーカーをどういう理由で選定しているのかなどが知りたい、それをメーカーに知ってもらって各メーカーの販売方法などに工夫が施されればユーザーに都合の良いものになるね、という話題になった。そこで、当協会では、全正会員に対して、6 月下旬の機関誌送付に合わせて「廃棄物収集運搬車両メーカーに関するアンケート」を送って、回答を求めた。

そのアンケートの回答を集計したものは、以下のとおりである。ご回答いただいた会員の皆様ありがとうございました。このアンケート結果は、賛助会員の架装メーカー 2 社（新明和工業㈱と極東開発工業㈱）に提示し、収集運搬委員会での委員と 2 社との意見交換会の材料とした。

■収集運搬委員会での車両メーカーとの意見交換会

9 月 5 日㈬、収集運搬委員会では、新明和工業㈱と極東開発工業㈱の二つの収集運搬車両架装メーカーをお呼びして、アンケート結果に対するメーカーの感想をお聞きし、その後、ユーザー側からメーカーへの希望を伝える意見交換会を開催した。

新明和工業㈱からは、同社車両の未所持会社がまだ 25% あるので、もっと食い込んでいきたいとの発言があった。極東開発工業㈱からは、同社車両を所持している会社でも使用割合がまだまだ低いので、ライバル会社との距離を縮めたいとの発言があった。

両社共通の話題としては、納車までの期間が話題となり、パッカー車で 6 ～ 7 か月以上もの納期を要することが処理業の遂行の懸念材料である旨の話があった。また、今後のトラック車両の製造見通しとして 2019 年以降は減少を予測しているが、納期を早めるためには製造作業員の人員確保が課題との話であった。

意見交換会に関する筆者の感想としては、アンケートで架装メーカーの選択理由に入れなかったが、ディーラーの影響力も大きいという印象だった。車両本体メーカー・架装メーカー・ディーラー・修理工場・ユーザー間の力関係と日ごろの付き合いの程度が車両の購入契約を左右するようだ。その関係の中で、より安全で性能が良く環境にも配慮されメンテナンスが充実した、循環型社会に適した車両が、市場を占有していくことを望む次第である。

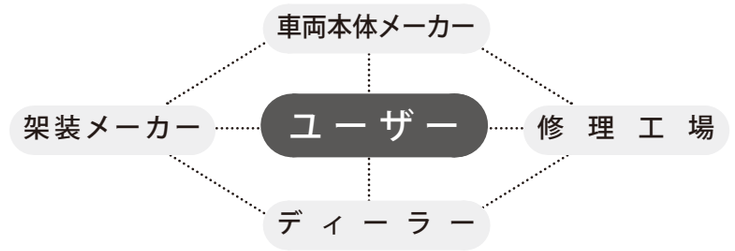

（専務理事　木村 尊彦）

廃棄物収集運搬車両メーカーに関するアンケート結果

回答社数　77 社
回答率　13.9 %

1.　使用されている車両本体のメーカーを全て教えてください。

※複数回答（%は回答社数 77 社における割合）

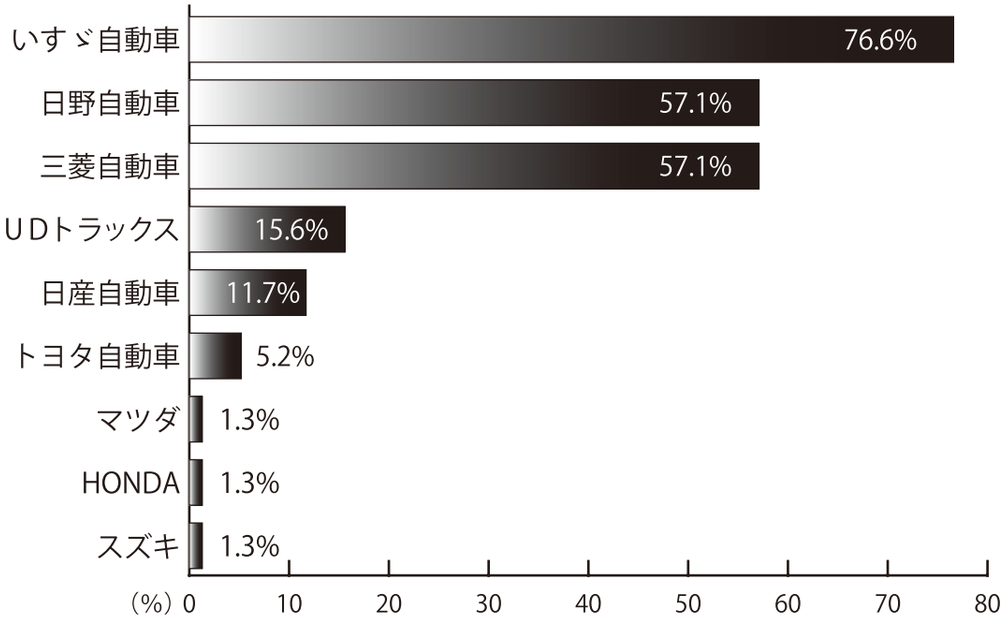

2. 使用されている架装メーカーを全て教えてください。また、メーカー別の使用割合を教えてください。

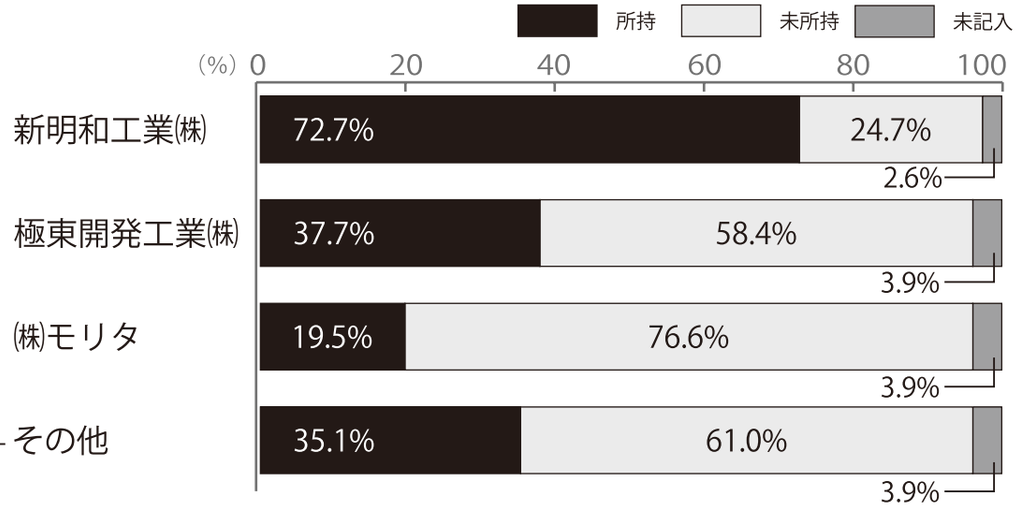

〈使用割合〉

	新明和工業㈱		極東開発工業㈱		㈱モリタ		その他	
該当メーカー所持社数	56	72.7%	29	37.7%	15	19.5%	27	35.1%
所持－10割	23	29.9%	6	7.8%	1	1.3%	8	10.4%
所持－9割以上10割未満	8	10.4%	0	0.0%	1	1.3%	1	1.3%
所持－8割以上9割未満	3	3.9%	2	2.6%	1	1.3%	3	3.9%
所持－7割以上8割未満	3	3.9%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
所持－6割以上7割未満	2	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
所持－5割以上6割未満	7	9.1%	7	9.1%	0	0.0%	2	2.6%
所持－4割以上5割未満	1	1.3%	1	1.3%	0	0.0%	1	1.3%
所持－3割以上4割未満	4	5.2%	3	3.9%	1	1.3%	2	2.6%
所持－2割以上3割未満	4	5.2%	4	5.2%	3	3.9%	0	0.0%
所持－1割以上2割未満	0	0.0%	5	6.5%	4	5.2%	6	7.8%
所持－1割未満	1	1.3%	0	0.0%	4	5.2%	4	5.2%

※%は回答社数77社における割合

〈その他：メーカー〉 ※複数回答（度数のみ）

兼松エンジニアリング	5	三菱ふそう	1
東急車両	3	東プレ	1
トプレック	3	東光冷熱エンジニアリング	1
SUBARU（富士重工業）	2	日本フルハーフ	1
キタムラ	1	五幸産業	1
シラカワ	1	小平産業	1
タダノ	1	青木	1
トヨタ車体	1	地方の板金屋	1
古河ユニック	1	（メーカー名未記入）	4

3. 2で回答された架装メーカーを使用している理由を最大3つまで選択してください。

※複数回答（%は該当メーカー所持社数における割合）

新明和工業㈱

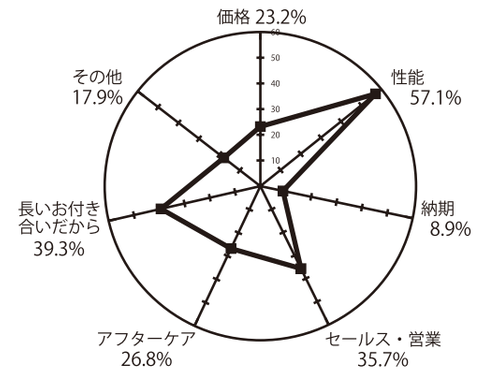

極東開発工業㈱

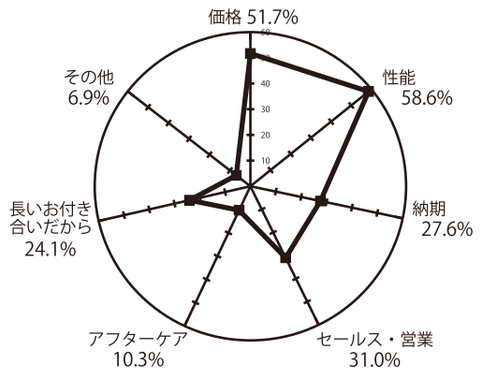

㈱モリタ

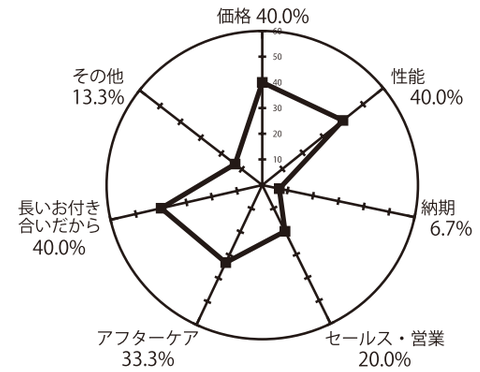

その他

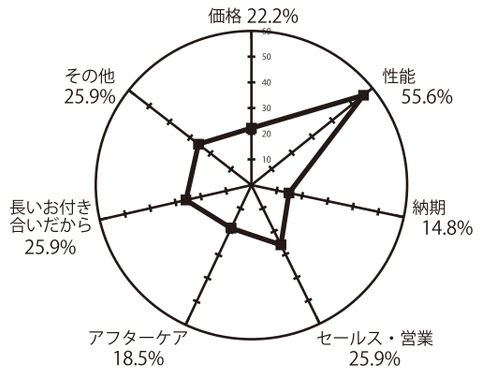

〈その他：理由〉

メーカー		理由
新明和工業㈱		見た目のかっこよさ（会社の看板的な存在のためキレイな方がよい） 整備工場推薦 ／ ディーラーからの紹介 他社にない特別仕様のみ ／ 性能のみ いすゞ自動車で購入した場合必ず新明和工業㈱だから メーカーからのつながりで ／ メーカーとの連携力 産廃処理で長年お世話になっている ／ 不明（10年以上前のため）
極東開発工業㈱		車両メーカーのすすめ ／ メーカーとの連携力
㈱モリタ		購入したものが既にモリタ架装であったため
その他	兼松エンジニアリング	社内における実績
	東急車両	当社からの要望点に対しての対応力
	トプレック	冷凍冷蔵庫が必要なので ／ リース会社に要望を伝えるだけなのでメーカーのこだわりはありません
	SUBARU（富士重工業）	最も安定した性能であったと思われる
	トヨタ車体	リース会社に要望を伝えるだけなのでメーカーのこだわりはありません
	東プレ	保冷加工
	東光冷熱エンジニアリング	保冷加工
	青木	ステンレス専門

架装メーカーＰＲ【新明和工業㈱（賛助会員）】

架装メーカーＰＲ【極東開発工業㈱（賛助会員）】

「平成 28-29 年度 団体課題別人材力支援事業」好事例発表会の参加報告

公益財団法人 東京しごと財団からの「平成 28-29 年度 団体課題別人材力支援事業」の受託事業が 29 年度末まで２か年にわたり実施された。同財団主催の好事例発表会は、平成 30 年 9 月 19 日㈬ 14 時からベルサール神保町（千代田区西神田）において、本事業に取り組んだ 10 団体から約 200 名が参加し盛大に開催された。好事例発表には、本事業に参加した団体の中から成果を上げた支援企業を代表して５社から自社の好事例が発表された。

好事例発表会 会場

好事例発表会の開催にあたり、東京都産業労働局雇用就業部 蓮沼事業推進担当部長より、「私は、３年前に財団で本事業の立ち上げに係わった。現在も、求人倍率は２倍になっており、依然として中小企業にとって人材不足は深刻な課題となっている。本事業について局は、２年前よりこの事業を東京しごと財団と連携してきており多くの成果を上げてきた。今後についても、引き続き中小企業の人材確保の支援をしていく。」旨の挨拶があった。

好事例発表会は、２部構成となっており、最初の第１部は、財団より、委託先 10 団体の団体概要・取組支援内容・成果等についての紹介がされた。団体名は次のとおり。

❶ 東京都印刷工業組合
② 東京都管工事工業協同組合
❸（一社）東京都産業廃棄物協会
④（一社）東京都情報産業協会
⑤ 東京都塗装工業協同組合
❻（一社）東京都トラック協会
⑦ 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
❽（一社）東京ハイヤー・タクシー協会
⑨（一社）東京バス協会
❿（一社）日本在宅介護協会

次の第２部は、上記❶、❸、❻、❽、❿の支援先企業５社より、取組の好事例の発表があり、（一社）東京都産業廃棄物協会からは、代表して株式会社 首都圏環境美化センター 髙橋邦昭専務取締役より発表がされた。

〔**発表要旨**〕創業 24 年となる会社紹介に続き、中国事情により廃プラスチック輸入規制に伴う業界を取り巻く環境、３Ｋ＋２Ｋ（臭い・給料安い）職場として敬遠されることに加え現状の雇用情勢による人手不足等が話された後、自社の課題・参加理由について、人材関連の限界と見直しの時期であった。合同就職説明会に参加しても面接官としてのノウハウや求人 POP 広告の作り方等について他社との差を感じ、十数名ブースに訪れてもその後のメールも無回答であったことを反省した。まず取り組んだのは、採用コンサルタントのアドバイスを受け、求人票の見直しや求人媒体を業務内容により増やし、募集から定着までの人材関係の専任者を決めた。その結果、辞退者が激減し 14 名の採用ができるなど短期間で効果を上げた。次に、社員とのコミュニケーションを図るため専任者と人事担当者が面接官になり１人１時間の面談を行ったところ、これほど多くの意見があるのかと驚かせられた。また、ドライバー向けの教育プログラムを作成し安全運転教育の徹底、資格取得によるモチベーションアップ、現業系社員にも幅広く研修に参加させたところ日々の仕事に対する意識に変化が見られた。さらに、新人に対して専任者が月１回面談する機会を設け、各社員が新人に積極的に声掛けしフォローする職場風土となった。新人に対するフォローアップで定着率が 30％から 80％に大幅向上した。最後に、今まではトップダウンの会社であり、現場からの声が上がることがなかったが、今回の取組によりコミュニケーションや職場風土づくりと社員の意識改革が図られた。今では、全社員が来訪者に挨拶するなど気持ちよくお客様を迎えられる職場になっており、是非ご来社くださいと発表を締めくくった。

事例発表をする髙橋 氏

閉会の挨拶には、東京しごと財団 岩井事務局長より、本事業は財団にとって、初めての試みで、皆様からこの事業が良かったのか評価されるのが本日の会であった。本事業には、参加された団体、サポート企業、支援先企業が意欲的に取組んでいただいた。好事例を発表された５社からは、共通して、自社の課題は何か、幹部を含めた課題として捉え取り組まれた成果であると思う。そして、継続されることが大事との印象を受けた。個社だけではできないことがコンサルを通して成果を得られたのではないかと思うと講評のコメントをいただいた。

（事務局長　鈴木 眞吾）

電子マニフェスト操作体験セミナー
電子マニフェスト導入実務研修会

電子マニフェスト操作体験セミナー

東京都産業廃棄物協会は、平成 30 年 9 月 13 日㈭、ラーニングスクエア新橋 5 階 5-D 会議室（港区新橋）において、『電子マニフェスト操作体験セミナー』を実施した。電子マニフェストの導入を検討している企業、または既に導入している企業の実務担当者を対象に、昨年度に引き続き、公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターの協力を得て開催された。当日は、午前の部（10 時～）・午後の部（14 時～）と 1 日に計 2 回開催した。受付開始後、早々に定員に達し、キャンセル待ちが複数出るほど人気のセミナーとなっている。

電子マニフェストシステム（JWNET）のデモシステムを利用し、講師が実際にパソコンを操作しながら、電子マニフェストの登録から処分完了報告まで、一連の操作方法を説明した。講師は、午前の部は野島洋一 氏（同センターの電子マニフェストセンター 情報サービス部 サポートセンター室長）が務め、個々の操作・質問には中西淳美 氏（情報サービス部職員）も対応した。午後の部は、午前に引き続き野島 氏が担当した。

参加者は、セミナー用に用意された ID とパスワードを使用し、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者のすべての立場となって、それぞれの入力方法を体験した。参加人数は午前の部 21 名、午後の部 17 名であった。

操作体験セミナー 会場（上）と
講師の左から野島 氏、中西 氏

電子マニフェスト導入実務研修会

東京都産業廃棄物協会は、平成 30 年 9 月 27 日㈭ 14 時より、エッサム神田ホール 2 号館（千代田区内神田）において、『電子マニフェスト導入実務研修会』を開催した。

電子マニフェストについての説明動画を約 10 分間上映後、講師の宮崎直孝 氏（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストセンター 情報サービス部 主任）が電子マニフェストの仕組みやメリット・導入手続き・操作方法等について、パワーポイント資料をもとに説明した。説明の途中、デモシステムを使用して、簡単に操作方法や照会一覧などを解説する場面もあった。また、CSV ファイルを活用したマニフェスト登録についての説明については、受講者は特に興味がある様子であった。研修会終了後には、講師に個別に質問する人の列ができ、受講者の熱心さがうかがえた。個別の質問には、中西淳美 氏（情報サービス部職員）も宮崎 氏とともに対応した。

定員 100 名のところ、参加人数は当日欠席もあり 92 名であった。こちらも人気の研修会で、ご参加いただけなかった方には申し訳ありませんでした。

導入実務研修会 会場
（左）と講師の宮崎 氏

『操作体験セミナー』『導入実務研修会』ともに、排出事業者の受講が 7 割を占めており、今後、排出事業者の電子マニフェスト利用増が見込まれる。処理業者においても、電子マニフェストへの対応が必要となります。

お申込み・詳細については**日本産業廃棄物処理振興センター HP** をご確認ください。

☞ **http://www.jwnet.or.jp**

※『導入実務研修会』は、早い段階で定員に達することが予想されるため、早めのお申込みをお願いします。

（事務局　木島 繭子）

●今後の開催日程

開催日時		内　　容	定員	受付状況
10 月 26 日㈮	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト操作体験セミナー	20	×
11 月 29 日㈭	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト操作体験セミナー	20	キャンセル待ち
12 月 18 日㈫	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト操作体験セミナー	20	キャンセル待ち
2 月 22 日 ㈮	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト導入実務研修会	100	○

第１回　産業廃棄物処理実務者研修会

～　基礎コース　～

研修会 会場

東京都産業廃棄物協会は、平成 30 年 9 月 3 日㈪ 10 時より、フォーラムミカサエコ 7F ホール（千代田区内神田）において『**第１回産業廃棄物処理実務者研修会**』を実施した。この研修会は、産業廃棄物の処理に携わる実務者を対象に、産業廃棄物に関する基礎知識を学び、初心者から経験者まで、知識の習得や再確認を目的として開催した。

講師は、公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター講師の山田正晴 氏、大竹正一 氏の 2 名が担当した。参加者は 61 名であった。

講義は『平成 30 年度産業廃棄物処理実務者研修会［基礎コース］テキスト（公益社団法人 全国産業資源循環連合会発行）』を使用し、「第 1 章 産業廃棄物処理の基礎」、「第 2 章 産業廃棄物の委託処理と委託契約」「第 3 章 産業廃棄物管理票（マニフェスト）」「第 4 章 帳簿」の内容で進められた。今年度のテキストには水銀使用製品産業廃棄物や有害使用済機器等が追加されている。アンケート結果によると、会社からの指示により受講してる方が 73% を占めており、「わかりやすかった」「勉強になった」という感想が多かった。

山田 講師

大竹 講師

（事務局　佐伯 初美）

身近なヒヤリ・ハット事例 Part123

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	走行中	雨天走行時に鉄板の上でスリップした。	滑りやすい路面など、しっかり確認し、減速して走行する。
2	一般道路で	走行中	雨天時走行で重量物を積んでいる際、前方が渋滞していたため、早めのブレーキで減速したが、思っていたより停止距離が伸びた。	早めに前方の状況を確認し、エンジンブレーキ・フットブレーキを確実に行い、重量物を積んだ時は、法定速度以下で走行することも必要。
3	一般道路で	走行中	歩道をまたいで現場にバック進入する時、歩行者が多くて接触しそうになった。	ガードマンがいない場合は、現場作業員に見てもらう等する。
4	一般道路で	走行中	脇道から国道に出る時、左右が見えづらい所で自転車が横切った為、接触しそうになった。	脇道から出る時は一時停止・徐行する。
5	一般道路で	走行中	住宅街を走行中、脇道から車が一時停止無視で飛び出してきた。	見通しの悪い道では、人や車両の飛び出しを予測し、いつでも対応できるよう、安全な速度で走行する。
6	一般道路で	走行中	片側二車線の道路で右側を走っていて左側に車線変更をしようとした際、左側の死角に車がいて接触しそうになった。	左のウインカーをつけて、ゆっくり車線変更する。左側は死角になりやすいので、十分に確認して車線変更を行う。
7	一般道路で	走行中	一般道で左側を走行中、前を走っていたタクシーが客をおろす為止まりかけていたので右車線を確認し車線変更したら、タクシーが急に割り込んできた。	いつでも動くのではないかという意識を持つ。
8	高速道路で	走行中	高速道路を走行中にタイヤがバーストした。	出庫前点検を徹底する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

多摩支部施設見学会 を開催

～ 京葉興業 焼却処理プラント ～

東京都産業廃棄物協会 多摩支部（赤石賢治 支部長）は 平成 30 年 9 月 14 日㈮より 15 日㈯の日程で施設見学会を実施した。施設見学先は、当協会副会長でもある鈴木宏和氏が代表取締役を務める株式会社 京葉興業の福島支店 焼却処理プラント（福島県西白河郡泉崎村）である。今年度の施設見学には、赤石支部長、加藤副支部長、比留間副支部長をはじめ、鈴木事務局長含め 18 名の会員が参加した。

京葉興業 福島支店 焼却処理プラントにて

当日は貸切バスで午前 10 時 30 分に立川を出発し、羽生 PA 等の休憩を入れながら車中で昼食を済ませ、途中渋滞もなく、予定時刻前には訪問先企業である株式会社 京葉興業 福島支店 焼却処理プラントに到着した。

ここで、まず初めに取締役事業開発部部長 三浦義博 氏よりご挨拶及び会社概要、そして工場担当者様より施設概要について説明をしていただいた。

同社は、昭和 38 年創業で今年で 55 周年となる。本プラントは平成２年開設、

会議室にて

現場見学

福島県泉崎村中核工業団地に位置しており、地域の産業廃棄物処理に寄与し、ダイオキシン類対策をはじめ、安全と適正な処理に基づいた焼却設備により環境負荷の低減に努めている。

施設概要としては、敷地面積／32,834㎡、焼却処理能力：75 トン／日（混焼）、貯留設備／固形ピット 320㎥、廃油タンク 100㎥、灯油タンク 20㎥、廃液タンク 1,240㎥、ドラムヤード 495㎡、焼却設備／ロータリーキルン炉、ストーカー炉、ドラム缶炉、排ガス処理設備／予冷器、熱交換器、減温塔、バグフィルター、消石灰サイロ、活性炭サイロ、補助設備／一軸破砕機、二軸破砕機を有し、排水システムは完全クローズドシステムを取り入れている。また、環境マネジメントシステムとしてエコアクション 21 の認証を取得している。

参加者一同は施設見学を終え、途中渋滞もなく、今宵の宿、福島県母畑温泉「八幡屋」に到着した。

こちらの旅館は昨年、「プロが選ぶ！日本のホテル・旅館ランキング」で全国第 1 位に選ばれた温泉旅館である。「人の和」「お客さま第一主義」「社員第一主義」を原点としている旅館であり、泉質はアルカリ性単純温泉のゆっくり寛げるお風呂を満喫して、心を込めて仕立てた旬の味わいを堪能できた宴会となった。その後、二次会でのカラオケも毎年盛り上がりを見せる多摩支部独特の賑わいのもと、時が進んでいった。

翌日は八幡屋を午前９時半に出発し、那須高原 SA 等で休憩を入れながら、一行は埼玉県川越の地を訪れ、「すき亭吉寅」にて昼食を済ませ、小江戸川越の菓子屋横丁エリアを散策した。

こうして最後のお土産も済ませ、一泊二日の多摩支部施設見学会はケガ・事故も無く、有意義で今回も大変盛り上がりのあった会となった。

（丸順商事㈲　矢部 要 記）

青年部主催の環境教育

東京都内でできる自然体験

今年も多勢が参加しました

青年部（矢部要 部長）は、子供への環境教育事業として、毎年恒例の『東京都内でできる自然体験』を平成 30 年 9 月 1 日㈯に開催しました。「子供たちを大自然と触れさせよう」というテーマのもと、東京都青梅市で行いました。

今年で 6 回目となる自然体験は、雨が降るという天気予報の中、46 名の参加者にお集まり頂きました。親子やご夫婦、会員企業の社員の方やご友人など、様々な参加者で賑わう中、青梅市の会場周辺の生態観察を行いました。

青梅市では「（仮称）青梅市生物多様性地域戦略」を策定して、市内に生息する沢山の生き物や豊かな自然環境を、貴重な財産として将来に渡って守り続けられるよう、行政と市民が協力して環境保全に取り組んでいます。

そのため、市内には昔からの自然環境が今でも多く残っています。毎年訪れるたびに、ここは本当に東京都なのかと思うほど、川の水が透き通り、取り囲む木々は雄々しい姿で私達を迎えてくれました。壮大な自然に圧倒されながらも、森を抜けてくる優しい風に、参加者全員が癒されました。

野鳥のオオルリ、キビタキ、コゲラ、アオゲラ、渡り鳥のサシバなどを観察しながら、アオバズクやムササビがいないか探しましたが、残念ながら出会えませんでした。

自然体験の目玉でもあり子供たちの一番の楽しみでもあった多摩川の生態観察は、前日までの降雨の影響で川が増水していたため中止となりました。

それでも、普段触れる機会が少なくなった大自然に、皆感動しながら、自然の素晴らしさと大切さを改めて学ぶことができました。

自然体験が終わり、青梅市の「煉瓦堂朱とんぼ」で恒例のバーベキュー親睦会を開催しました。お腹を空かした子供たちと、喉が渇いた大人の皆様方が、炭火焼の野菜と肉を囲んで楽しく食事をしながら、会員同士と家族ぐるみの親睦を図ることができました。スイカ割りでは子供たちの一生懸命な姿に皆で笑い、子供から大人まで盛大な親睦の場となり、大成功のうちに終えることができました。

イベントの終了後は廃棄物に係わる者として、皆で協力しながら、ごみの分別をしっかりと行い、帰路につきました。

このような形で毎年の恒例行事として開催しておりますので、是非来年もまた皆様のご参加と新たな参加者をお待ちしております。また企画・設営・買出しにご尽力頂いたスタッフの皆様、心より感謝申し上げます。

（青年部・コミュニケーション委員会
㈱三凌商事　大崎 秀也　記）

赤ちゃんも大喜び！バーベキュー親睦会スナップ

勉強会・懇親会を開催

～部員間のコミュニケーションを深めるために～

女性部（渡邉久美 部長）は、平成 30 年 8 月 29 日㈬ 16 時より、東京ヴァンテアンクルーズ船内にて勉強会・懇親会を開催しました。

女性部の今年度のテーマでもある「部員間のコミュニケーションを深める」ことを主旨とし、参加者 33 名がグループに分かれてディスカッションを行いました。

当日は、受付にて参加者本人が「会社名」「氏名」「自己紹介キーワード」を色彩豊かなペンを使用して、個性溢れる名札作りをし、開始前から早くも会話が弾みました。

乗船後、各自テーブルにつき、司会担当：大野幹事の発声により開会。渡邉部長挨拶・前川副部長による乾杯の挨拶後、食事をしながら名札に記載された「キーワード」をもとに、グループごとの自己紹介・ディスカッションを実施しました。毎月お会いしていても、なかなかお話しする機会がない方や、会社や仕事の話はするけれども個人の趣味・興味事などは普段知り得ることがなかったため、会話も広がり部員相互の距離感がグーンと縮まりました。

次に廃棄物に関するクイズが出題されテーブルごとに悪戦苦闘。日頃の女性部での勉強会の成果で、さすが！全員正解でした。

碇社長と、船をバックに

今回は、女性部 10 周年記念ソング「ＭＯＴＨＥＲ ＥＡＲＴＨ」を作曲いただいた株式会社 アンカーネットワークサービス 碇隆司 社長をお迎えし、同社の清野部員とともに歌唱指導も受けながら、コーラス部分をマスターし、最後は参加者全員が輪になり合唱できました。数名の新入部員にとっては初のお披露目でしたが、歌詞の中に秘められた諸先輩方の女性部への思いが伝わり、素敵なメロディーと歌声に囲まれた、一体感と熱い感動を味わった瞬間でした。女性部は、更なるパワー・そしてテーマである「部員間のコミュニケーション」をさらに得ることが出来ました。今後の活動に活かしていきたいと思います。

最後に、お忙しい中合唱にご参加いただきました碇社長へ、この場をお借りして感謝申し上げます。

（㈱ グーン　横山 真奈美 記）

（公社）全国産業資源循環連合会 関東地域協議会 女性部会 第２回 通常総会を開催

総会後、森谷専務理事を囲んで

平成 30 年 9 月 20 日㈭、東京国際フォーラムにて、公益社団法人 全国産業資源循環連合会関東地域協議会女性部会（二木玲子 部会長）第 2 回通常総会が開催された。

役員 14 名中 13 名出席、会員 66 名中出席 20 名、委任状 32 名、計 52 名出席で本会議は会則に基づき有効に成立となった。

また、ご来賓として全産連専務理事 森谷賢 氏にご臨席いただいた。

第一部の総会では以下の議案について審議。

○ 第一号議案　名称変更に伴う会則改定承認の件
○ 第二号議案　平成 29 年度事業報告承認の件

総会・二木部会長あいさつ

○ 第三号議案　平成 29 年度決算報告承認の件
○ 第四号議案　平成 30 年度事業計画案承認の件
○ 第五号議案　平成 30 年度予算案承認の件

審議の結果、いずれの議案も全会一致で承認され、総会は幕を閉じた。

古川 氏

左から服部 氏、工藤 氏

第二部では、女性部会員以外の会員企業の希望者にもご参加いただき、講師を招いての勉強会が開催された。

勉強会の前半は全産連 総務部担当部長 古川洋一 氏を講師に迎え、産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)の昨年度実績、および本年度の検定試験に向けた受験ポイントについて講義いただいた。

詳細は「全国産業資源循環連合会」WEB サイトの人材育成のページに掲載されている。「産廃人材育成」で検索すると詳細を確認することができる。

講義では、まず昨年度実施結果と結果分析が解説された。昨年度の実績としては、全国 5 か所の会場で 485 名が受験し、合格点は、70 点（60 問中 7 割の正答）のところ、251 名（51.7％）の合格。業界の実務担当者よりも、排出事業者の受験者、合格者が一番多く、業界関係者への検定普及のためにも本講義を活用してほしいとし、後半は、廃棄物処理実務者研修会のテキストをもとにした受験ポイントの講義となった。

限りある時間の中で、すべての試験範囲についての解説には至らなかったものの、二木部会長からの「女性部会のメンバーはぜひ積極的に挑戦をしましょう」とのメッセージを受け、熱心に実務者研修会テキストに重点ポイントをチェックしメモを取るなどの姿が見受けられ、来年度は業界から多くの検定合格者が出ることが期待される。

後半は環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課課長補佐 工藤俊祐 氏、同課主査 服部弘 氏を迎えて現在大きな課題となっている、「中国廃プラ輸入規制」に対して、環境省の取組の最新情報を講義いただいた。

「中国による廃プラスチック類資源ゴミ輸入禁止の影響と今後の展望について」

①プラスチックの資源循環に関する国際的な動向

各国のプラスチック製品規制についての取組や動向が紹介された。マイクロプラスチックを含むプラスチック製品の規制が進んでおり、EU ではサーキュラーエコノミーパッケージの中の主要アクションプランにプラスチックリサイクルの目標値設定が掲げられているなどの政策が紹介された。また、グローバル企業による資源循環の取組事例も紹介された。国際的な動向に対して日本の政策および企業の対応が大きく遅れていることが顕著に見えた。

②海洋プラスチック問題

海洋プラスチック問題では、マイクロプラスチックの定義と、想定被害、事例、調査結果の説明があった。改正法「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」においては、漂流ごみ、海底ごみの円滑な処理を推進する規定が追加された。本年 6 月に開催された G7 サミットにおいて、米国、日本以外の各国が「海洋プラスチック憲章」を承認。日本は来年の G20 でこれらの問題に取り組む意向である旨を公表した。

勉強会・高橋会長

懇親会・成田環境省課長

③外国政府による廃プラの輸入規制

資源循環業界において、もっとも大きな問題となっている中国の輸入規制を取り巻くアジア諸国の輸入規制動向が紹介された。中国に輸出されていた廃プラスチックの受け皿として、タイ、ベトナムなど東南アジア諸国への輸出量が増加していたが、いずれも輸入制限、輸入禁止となる方針を打ち出している。海外へ輸出をしてきた廃プラスチック類 150 万トン／年の国内資源循環体制の構築が必要となっている。

④今後の展望

最後に、第 4 次循環型社会形成推進基本計画における、中長期的な取組、バイオマスプラスチックに関する導入目標、中国の廃プラ輸入禁止措置に対応した 15 億円の財政支援制度が紹介された。廃プラ処理実態調査の結果については近日中に公開される予定。

⑤質疑応答

誌面の都合上すべての質疑応答を掲載できないのが非常に残念ではあるが、今後の展望を受けた中長期的な政策への要望、期待に加え我々が「今」直面している最終処分に関する短期的な政策への期待や、規制緩和策、新たなインセンティブ制度の促進要望などが上がった。

最後は、東京都産業廃棄物協会 高橋俊美 会長から、環境省に担っていただきたい、関係各省庁、特に、サーキュラーエコノミーの上流行程である製造側を動かすための経産省との連携についての提言で勉強会は幕を閉じた。

勉強会後に開催された懇親会には、環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 課長 成田浩司 氏にもご臨席いただき、勉強会の活発な質疑応答をそのまま継続するように、会員同士、講師を交えての意見交換がそこかしこで行われ、現場の生の声を共有し、最初から最後まで、充実した内容の総会となった。

（東港金属㈱　山下 田鶴　記）

収集運搬委員会（加藤委員長）

開催日時： 9月5日㈬15時～　　**場所：** 協会会議室　　**出席委員：** 11名

議題及び内容：

①廃棄物収集運搬車両架装メーカーとの意見交換

「廃棄物収集運搬車両メーカーに関するアンケート」集計結果を受け、賛助会員である新明和工業㈱・極東開発工業㈱の2社との意見交換会を行った。アンケート結果に対する両社の意見や営業方針等について伺うと同時に、車両の使用側として委員からの提案等を行った。

② 11月29日開催　羽田クロノゲート施設見学について

羽田クロノゲート・物流最新設備の見学会を開催する。担当委員より概要の説明があった後、詳細を確認・決定した。全会員を対象とし、開催案内を機関誌に同封する。定員は40名。

③ 12月14日開催　温暖化防止エコドライブ研修会の内容について

日野自動車お客さまテクニカルセンターにて温暖化防止を目的としたエコドライブ研修会を開催する。社内で省燃費運転を促進する立場の方を対象とし、走行体験および省燃費運転座学研修を行う。体験ドライバー募集人数は20名。

次回開催日： 11月29日㈭　16時00分～　羽田クロノゲート施設見学会
12月14日㈮　8時30分～　温暖化防止エコドライブ研修会
2月12日㈫　15時00分～　収集運搬委員会

安全衛生推進委員会（細沼委員長）

開催日時： 9月6日㈭15時～　　**場所：** 協会会議室　　**出席委員：** 8名

議題及び内容：

① 10月25日開催の安全衛生研修会について

研修内容・当日のスケジュールについて検討した。

② 2月開催予定の安全衛生研修会について

事務局より、東京労働局との打合せ結果を報告した。東京労働局の地方産業安全専門官に講師を依頼することを決定し、開催候補日を検討した。

③平成31年度安全衛生表彰の推薦について

12月に推薦募集案内を発送することとした。また、募集案内の記載内容の確認を行った。

④非会員向け労働安全衛生事業について

非会員向けの取組として、今年度は非会員の積替保管業者（約340社）に、当協会の労働災害防止計画等を含めた資料をセットにして郵送することとした。

⑤ヒヤリ・ハット事例の募集について

より多くのヒヤリ・ハット事例をご提出いただくため、ご提出いただいた方の中から抽選で特典をさしあげることとした。提出用紙は機関誌に同封して発送する。

次回開催日： 1月22日㈫15時～　協会会議室

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

開催日時： 9月14日㈮13時～　　**場所：** 外部会議室　　**出席委員：** 11名

議題及び内容

● **11月30日開催　医療廃棄物排出事業者向けセミナーについての打ち合わせ**

・プログラムの時間の割り振りや、講義タイトルを再検討した。

・セミナー当日における、委員の役割分担を決定した。

・申込者数が多い場合は、多摩地域で1回追加開催をする事とした。

次回開催日： 2月15日㈮14時30分～

人材確保PT勉強会（二木座長）

開催日時： 9月25日㈫10時～　　**場所：** 協会会議室　　**出席者数：** 12名

議題及び内容：【採用課題の洗い出し】

●前回に引き続き、採用手法についての取組を共有した。求人広告に費用を掛けても効果がないことから、求人サイトのSEO（検索エンジンで上位に表示）対策と、関連求人を見た人にダイレクトにメールしてくれるシステムを導入するなどが応募者数を増やす方法の一つとの意見が上げられた。定着率の向上については、社内のISOの品質目標に「雇用の安定」を定めた。また、従業員紹介制度を導入し、採用時、3か月、1年と定着することにより、紹介した社員と採用された両者に報酬を支給する等を以前から実施している企業では、紹介制度により定着率が90%に向上した事例を紹介した。

●前回事例紹介された外国人労働者の雇用についての手続き方法・就業に必要なビザの種類・一連の資料説明を既に雇用している企業から受け、情報を共有した。

●各企業に合った支援をしてくれる「東京しごと財団」採用力スパイラルアップ事業の進捗状況について説明があった。また、「企業向け支援事業（人材確保・職場環境整備）のご案内」、女性活躍推進のための無料セミナーの案内等の説明があった。

次回開催日： 10月30日㈫15時～
（次回の議題）エージェント（協会賛助会員2社）に採用課題についてのノウハウを聴く。

委員会報告

中間処理委員会〈中和・脱水分科会〉（森リーダー）

開催日時： 9月25日㈫13時～　　**場所：** 協会会議室　　**出席委員：** 5名

議題及び内容

●平成30年度の活動計画について

11月9日㈮、2月7日㈭に分科会を開催することとし、中和・脱水系廃棄物用のWDSのモデル様式となる各社共通フォーマットを作成していく。廃液、廃油、汚泥等の「性状違い」が課題となっている為、液状物に特化したWDSが必要との意見が出された。企業のホームページからダウンロードでき、排出事業者が使いやすいものを作成していく。さらには、時代背景もありいずれは電子化していくことも必要との意見もあった。

次回開催日： 11月9日㈮15時～

中間処理委員会（比留間委員長）

開催日時： 9月25日㈫14時～　　**場所：** 協会会議室　　**出席委員：** 9名

議題及び内容：

比留間新委員長より挨拶があり、二木氏を副委員長に指名した。

比留間委員長より三田氏を焼却分科会座長に指名し、委嘱状を交付した。

クールネット東京が作成中の「業種別省エネ対策テキスト（産業廃棄物中間処理業者編）」による研修会の日程を平成31年2月で調整することとした。

次回開催日： 12月5日㈬15時～
2月（研修会終了後）

法制度検討委員会（篠原委員長）

開催日時： 9月26日㈬15時～　　**場所：** 協会会議室　　**出席委員：** 8名

議題及び内容：

①残置物の取扱いについて

平成30年6月22日に環境省から発出された「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」について、機関誌第337号掲載の「つぶやき」を基に、活発な意見交換を行い、今後も委員会の検討課題にすることとした。

②あっせん、仲介、代理等の第三者問題

第三者の義務と責任等に関して、前回に引き続き議論を行った。

次回開催日： 11月12日㈪15時～

新入会員紹介

㈱木村建設

代表取締役　**木村芳信**

東京都知事　　産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）
〔 汚でい、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス･コンクリート･陶磁器くず、がれき類　（石綿含有産業廃棄物を含む） 〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類
〔 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類　（石綿含有産業廃棄物を除く） 〕

東京都知事　　産業廃棄物処分業　中間処理
破砕　〔 ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 〕
薬注固化　〔 汚でい（無機性のものに限る） 〕

〒205-0013　東京都羽村市富士見平２－１７－１３
☎ ０４２（５６８）２２１５

㈱パイオニア・エコ

代表取締役　**渡部　大**

東京都知事　　産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）
〔 汚泥（廃乾電池に限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類　（石綿含有産業廃棄物を含む） 〕

〒201-0003　東京都狛江市和泉本町１－３－１
☎ ０３（３４８８）８１２６

法律相談

弁護士
芝田麻里

排出事業者責任と措置命令
～排出事業者はなにをすべきか～

Q　私（A社）は建設系のコンクリートがら等の破砕処理を行っていますが、当社で破砕処理した後、B社においてさらに破砕するなど、路盤材等としてリサイクルを行うためB社に処理委託をしています。B社においてリサイクルを行って建設資材として利用されることから、他社より委託料金が安いので助かっています。

ところで、最近、付き合いのあるC社が行政から廃棄物撤去の指導を受けました。中間処理後の廃棄物の収集運搬を委託していたところ、その業者が不法投棄を行ったというのです。そこで、排出事業者にあたるC社に廃棄物撤去の行政指導が来たというのです。当社も中間処理業者ではありますが、B社にリサイクル処理を委託しているという意味では排出事業者にあたると聞きました。排出事業者として撤去命令等を受けないように気を付けることはありますか。

1　はじめに（平成29年改正法と排出事業者責任の徹底について）

廃棄物処理法は5年毎に見直しを行うこととされていますが、昨年平成29年に廃棄物処理法の見直しが行われ、平成22年以来の大きな改正であるといわれています。

もっとも、改正の柱は「排出事業者責任の徹底」であったといっても過言ではありません。平成29年1月に発覚したカレー食品チェーン店（CoCo壱番屋）の食品廃棄物横流し事件（ダイコー事件）をきっかけに、あらためて、いかに排出事業者責任を強化するかが議論されました。その取組の一つとして、マニフェスト規制の強化が行われ、マニフェスト規制義務に違反した場合の罰則が強化されました（6月以下、50万円以下の罰金→1年以下､100万円以下の罰金）。また､平成29年3月21日には｢排出事業者責任の徹底について」とする通知が発出され、排出事業者責任の周知徹底を呼び掛けています。排出事業者責任とは、すなわち、当該産業廃棄物について発生（排出）から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程について、廃棄物が適正に処理されるよう監視、監督し、不適正な処理の疑いがあるときは適正な処理が行われるための措置を講じなければならないとする責任です（法第12条第7項）。

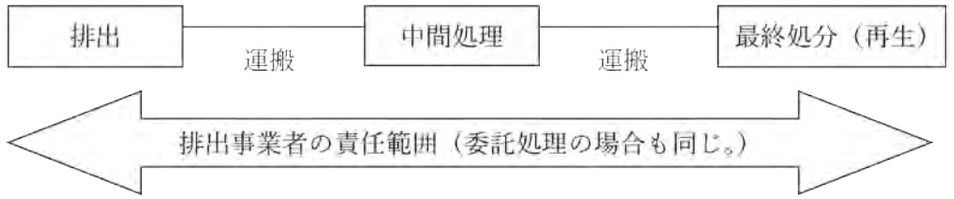

「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」P.7より（環境省H29年6月）

そして、処理が完了したとされた後も、不適正処理があれば排出事業者が廃棄物の撤去について措置命令を受けることがあります。今回は、この措置命令にスポットを当ててご紹介したいと思います。

2　措置命令とは

措置命令とは、「①廃棄物の不適正処理が行われ、②それによる生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」に、その不適正処理を行った者（処理業者）又は排出事業者に対してその支障の除去を命じる行政処分です。これに従わないときは、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に処される可能性があります（法第25条第1項第5号）。

＜措置命令の要件（前提条件）＞

① 廃棄物の不適正処理が行われたこと
② ①の結果、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

そして、措置義務を負うのは第一次的には不適正処理を行った者ですが、排出事業者が排出事業者として果たすべき一定の責任を果たしていないと認められるときは、排出事業者も措置命令の対象となるとされています。

すなわち､ⓐ委託基準に違反した場合､ⓑマニフェストに関する義務に違反した場合､ⓒマニフェストが期限内に返送されないなどの事情により措置を講ずる義務があるにもかかわらず適切な措置を講じなかった場合には、つまり、具体的法令で定められた義務を守らなかった排出事業者も不適正処理が行われた廃棄物を撤去する義務があるとされています（法第19条の5第1項2号3号）。

さらに、排出事業者については、具体的法令違反がなくても、ⓐ排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、ⓑ当該収集、運搬又は

処分が行われることを知り、又は知ることができたとき、ⓒその他第 12 条第 7 項、第 12 条の 2 第 7 項及び第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 9 項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるときには、排出事業者責任の趣旨から措置義務を負うこととされています。

＜排出事業者が措置義務を負う場合＞

A　排出事業者に具体的法令違反がある場合

ⓐ　委託基準に違反した場合

ⓑ　マニフェストに関する義務に違反した場合

ⓒ　マニフェストが期限内に返送されないなどの事情により措置を講ずる義務があるにもかかわらず適切な措置を講じなかった場合

B　排出事業者に具体的法令違反がなくても法の趣旨から排出事業者が措置義務を負う場合

❶　処分者の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては支障の除去等の措置を講じることが困難であり、又は講じても十分ではないとき

❷　排出事業者に以下の事実があるとき

ⓐ　排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき

ⓑ　当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたとき

ⓒ　その他第 12 条第 7 項、第 12 条の 2 第 7 項及び第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 9 項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき

B❷ⓒの第 12 条第 7 項、第 12 条の 2 第 7 項及び第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 9 項の規定は、「廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とする諸規定です。これらの規定は、廃棄物の発生から最終処分が終了するまで廃棄物が適正に処理されるよう監視、監督し、必要があれば適切な措置を講じなければならないとする排出事業者責任の趣旨を具体化した規定であるといえます。

3　排出事業者は措置義務を問われないために何をすべきか

では、排出事業者は措置義務を問われないために何をすべきでしょうか。法令に違反しないことはもちろんですが、排出事業者に具体的法令違反がなくても責任を問われる可能性があることから問題となります。

(1) 契約締結前

まず、排出事業者が処理業者と廃棄物処理委託契約を締結するにあたっては、以下の点を確認、調査し、問題があれば是正を求め、あるいは契約を締結しないなどの措置を採ることをすすめます。

ア　許可業者であること等の確認

まず、自身の廃棄物を適正に処理することができる業者であるのか、許可証等により確認します。

単に許可を有する業者であるのかだけでなく、廃棄物の種類、数量等、排出事業者が排出予定の廃棄物を受け入れる能力があるのか、自身の廃棄物の種類、排出量と処理業者の余力を把握しておくことが必要です。

イ　現地確認

また、処理契約締結先がどのような会社であるか、会社の所在地を訪問し確認します。

収集運搬業者である場合には、実際に訪問することによって、保有車両の数、車庫や、車両の管理の方法などを確認し、管理に杜撰なところがないか等を確認できます。

中間処理を委託する場合など処理施設がある場合には、施設に赴き、施設の稼働状況、施設の管理・運営の方法、廃棄物が滞留していないか等を確認し、自身の廃棄物を適正に処理しうる能力があるのか否か、「産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」（規則第 10 条の 5 第 1 号ロ(1)）の確認を行います。

中間処理後の廃棄物を搬入する先がある場合には、当該中間処理後物の搬入先の状況と搬入価格の確認も行っておきたいところです。

ウ　委託金額の額の妥当性

予定委託費用が廃棄物の種類と数量に応じた地域の相場と比して合理的なものであるかどうかの確認を行います。前述のように、中間処理後の廃棄物を搬入する先がある場合には、当該中間処理後物の搬入によって委託費用の額の妥当性は影響を受けることになります。

(2) 契約締結後

ア　マニフェストの管理

処理委託契約締結後であっても排出事業者は廃棄物から目を離してはいけません。まず、マニフェストを交付するところから始まり、マニフェストが適切な時期に適切に戻ってくるかを監視し、適切な時期に戻ってこなければ適切な措置をとる義務があります。適切な措置とは具体的には、例えば未処理の廃棄物が倉庫に滞留していた場合などは、他の業者に廃棄物処理を委託して廃棄物を適正に処理するなどが考えられます。

そして、マニフェストが適切な時期に返送されてきた際にはこれを５年間保管する義務があります。

イ　現地確認

次に、処理委託契約締結後であっても定期的な現地の確認は非常に重要です。排出事業者は、委託後も処理施設が適正に運営されているか、廃棄物の保管が適正になされているか等を確認する必要があります。

また、自社の廃棄物の排出量（委託量）と委託先の廃棄物がどのような中間処理を経て排出され（排出量）、どのように最終処分されるのか確認する必要があります。最終処分が埋立ではなく、リサイクルの場合、どのような性状で販売されるのか、販売先と販売価格はどのようになっているのか、売買契約書を確認できると理想的です。

仮に、リサイクルを行っているとされている場合でも、リサイクル後物を経済的に合理的な価格で購入する者がいなければ不適正処理ないし不法投棄であるとの指摘を受ける可能性があります。例えば、食品廃棄物について堆肥化処理を行いリサイクルを行っているといっても、経済的に合理的な価格で購入する者がいない場合には、農地に搬入すること自体不法投棄であるとの指摘を受けることがあります。

4　設問の場合

設問の事例の場合においては、まず、許可証をもってＢ社の許可の有無と許可の範囲を確認し、Ｂ社が適法にコンクリートがらの破砕処理の許可を有する会社であるかどうかの確認をします。

また、Ｂ社がリサイクルを行っているので処理委託料金が安いとのことなので、適切にリサイクルを行っているのか、販売先はあるのか、いくらで販売先に販売しているのか等、販売量、販売価格をＢ社と販売先の売買契約書で確認できれば理想的です。販売先、額の合理性等に疑問があれば、Ａ社からＢ社に対する処理委託料金の額の合理性に疑問が生じることになります。

さらに、Ｂ社の施設を訪問し、廃棄物が適切に処理されているか、保管状況はどうか、滞留している廃棄物はないか等を、廃棄物を適正に処理する能力があるかどうかという観点から確認します。

委託契約締結後は、マニフェストの管理を適正に行い、定期的に現地確認を行って適切に廃棄物が処理されているか確認します。

協会の主な今後の日程

（平成 30 年 10 月 10 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
11	2	金	＜協会実施＞　第２回産業廃棄物処理実務者研修会　１４：００～１６：００	フォーラムミカサエコ７Ｆホール（内神田）
	9	金	中間処理委員会＝中和・脱水分科会　１５：００～１７：００	協会会議室
	12	月	関東地域協議会；平成３０年度事務担当者会議	（群馬県）
	13	火	↓	
	14	水	広報委員会　１０：００～１２：００	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／　第４８回理事会　１４：３０～	協会会議室
	15	木	女性部「国内研修旅行」～17 日㈭　施設見学（金沢市内）⇒「つどい」⇒「全国大会」	
	16	金	↓　関東地域協議会・女性部会　「e-Lady21 のつどい」於：ホテル日航金沢	
			↓　第１７回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」１３：３０～／交流会１８：００～	ホテル日航金沢（石川県）
	17	土	↓	
	20	火	人材確保ＰＴ勉強会　１５：００～１７：００	協会会議室
	22	木	第６１回関東地域協議会	（神奈川県）
	26	月	建設廃棄物委員会	協会会議室
	27	火	協会役員と新入会員との懇談会　１１：００～　／　常任理事会　１３：００～	協会会議室
	28	水	中間処理委員会＝破砕・圧縮分科会　１５：００～１７：００	協会会議室
	29	木	収集運搬委員会　施設見学会　１６：００集合　１６：３０～１８：００	ヤマト運輸㈱羽田クロノゲート（大田区）
			＜協会実施＞「電子マニフェスト・操作体験セミナー」　１４：００～１６：００	ラーニングスクエア新橋（港区）
			青年部　　幹事会　１５：００～１７：００	協会会議室
	30	金	医療廃棄物委員会「医療廃棄物排出事業者向けセミナー」　１３：３０～１６：４０	エッサム神田ホール２号館３階・大会議室（内神田）
12	5	水	中間処理委員会　１５：００～１７：００	協会会議室
	10	月	建設廃棄物委員会＝再生骨材等勉強会　１５：００～１７：００	協会会議室
	12	水	（広報委員会 予定日　午前中）	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／　第４９回理事会　１４：３０～	協会会議室
	13	木	人材確保ＰＴ勉強会　１５：００～１７：００	協会会議室
	14	金	収集運搬委員会「温暖化防止エコドライブ研修会」　８：３０集合　９：００～１５：００	日野自動車お客様テクニカルセンター（羽村市）
	18	火	＜協会実施＞「電子マニフェスト・操作体験セミナー」　１４：００～１６：００	ラーニングスクエア新橋（港区）
			青年部　　幹事会　１５：００～１７：００	協会会議室
	19	水	法制度検討委員会　１５：００～１７：００	協会会議室
	20	木	女性部　　幹事会　１３：３０～　／　勉強会　１５：００～	協会会議室
	28	金	＜協会仕事納め＞	

事務局だより

協会事務所内から、椅子や壊れた電気機器などの産業廃棄物を3㎥ほど排出する機会がありました。産業廃棄物協会としては排出事業者責任をきっちりと果たすべく、張り切って電子マニフェストシステムへ加入しました。

東京都産業廃棄物協会は事務所から「古い椅子など」を出す、処理業者から見るといわゆるスポットの排出事業者として、初めて電子マニフェストを使用した感想を書きたいと思います。

電子マニフェストを使用するときは、最初に収運業者、処分業者、排出事業場、廃棄物の種類などを入力して設定しないとマニフェストを発行できない仕組みになっていて、これが面倒に感じました。多分、紙マニフェストを見慣れているので、最初からマニフェストを発行する画面に入力できない事に戸惑った為と思われます。特に、廃棄物の種類の設定をするのに迷いました。紙マニフェストや、廃棄物の表に出ている20品目とはちょっと違った一覧表から設定するので契約書を見てもわからず、処理業者の電子マニフェストご担当者へ何度か問い合わせる事になってしまいました。また、「マニフェスト情報の照会一覧」という表があり、収集運搬や処分が終わり、登録されると表に「●」が表示される事で処理されたとわかる仕組みなのですが、●だけで日付が表示されないのが残念だと思いました。

とても便利で良かったのは「数量の確定者」を決められることです。私は自分の出す廃棄物の量の検討が全く付きませんでした。処理業者の方で数量を確定してもらえるのはとてもありがたかったです。それから「電子」マニフェストなので当然のことですが、パソコン画面で、収集運搬が終了した、処分が終了した、と確認できるのは本当に良かったです。

今回、1度だけですが使用してみて、電子マニフェストシステムは産業廃棄物を常に出す排出事業者にとって、そして処理業者にとっても、無くてはならない便利なシステムであり、当協会事務局のように数年に一度しか産業廃棄物を出さない排出事業者でも気軽に使用できるシステムもあれば、ますます普及率が上がっていくのではないかと感じました。（佐伯）

編集後記

秋になり、協会事業も盛りだくさんとなってきました。今号では、平成３１年度東京都予算要望活動の報告、収集運搬委員会の新規企画、医療廃棄物委員会の神奈川県協会、静岡県協会との合同懇談会、東京しごと財団「平成 28-29 年度団体課題別人材力支援事業」好事例発表会、各種研修会、施設見学会などについて掲載いたしました。

収集運搬委員会では、新たな取組として、９月５日に車両架装メーカーとの意見交換会を行いました。協会実施のメーカーアンケートの結果報告を基に、現状認識や課題などが共有された事は、私達にとって大事な一歩だと思います。産業廃棄物収集運搬車の架装としては、主に箱型の荷台や特殊車両の後部装備など、回収する廃棄物の特性に合わせてその選択肢も豊富で、各メーカーが開発や改良をしてきました。ダンプ、車載クレーン、保冷車、タンクローリーなど物流業界で一般に使用されているものを応用したり、パッカー車、コンテナ車など廃棄物業界特有の機能も広く活用されています。今後、ますます労働人口が不足していく中で、機械化や更なる効率化は企業経営として重要な課題であり、その事は同時に社会の経済効率を良くする事になると思います。この分野こそ技術的イノベーションによる効果が望めると思いますし、ほとんどの会員企業が実行者として収集運搬を事業としていますので、委員会での継続的活動と会員の皆さまのご協力で、私達が相乗的に発展することを期待しています。（森）

とうきょうさんぱい

第 35 巻 第 7 号 通 巻 第 338 号

平成 30 年 11 月 1 日発行

発 行 人　高 橋 俊 美
企画・編集　広 報 委 員 会
発 行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒 101 － 0047　東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13 柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）　FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp　E-mail;info@tosankyo.or.jp

都市更新を下支えする企業を目指して。

地球を守る確かな技術

城南島第二工場
■ 産業廃棄物処理施設
破砕処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
■ 汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU 成友興業株式会社

城南島第二工場

城南島第二事業所　東京都大田区城南島 3-2-11　TEL：03-3799-8111　FAX：03-3799-7788